

ポスター社名印刷ご希望の方へ ご注文上の注意

今年も全国安全週間及びＳＴＯＰ！熱中症にかかるポスターそのほかの用品を建災防で作成し、販売しております。

モデルは新内眞衣さんで、全国安全週間のポスターには今年のスローガン「**多様な仲間と 築く安全 未来の職場**」が記載されています。

ポスターなど、一部の用品には社名印刷の注文ができますが、近年印刷した商品が期日に届かないなどのトラブルが発生しており、ご注文の際は極力１ヵ月ほどの余裕を持ってご注文いただくようお願い申し上げます。



安全大会等の講師無料派遣のご利用を



安全週間等において安全大会等開催されるご予約の事業所も多いと思います。厚生労働省の委託事業として、安全大会、研修会等の講師、現場診断などの専門家を無料で派遣できる制度があります。

２種類の事業をご紹介しますが、利用する場合にはアンケート調査が必要など、いくつか条件があります。

現地への交通費等も無料ですので、ご利用を考えられたら支部事務局にご相談いただくか、本部ホームページをご確認ください。

①安全管理士（本部所属）の活用



知識・経験豊かな建設安全の専門家が、現場に赴き、安全状態や作業方法の改善等、安全衛生水準の向上に向けたアドバイスを行います。

ている職場巡視に同行することも可能です。第三者の目を通すことで普段の職場巡視がさら

に効果的になります。また、現場や店社などご指定の場所での安全大会や研修会の講師を行います。

②自然災害の復旧復興事業

厚生労働省の委託事業として、自然災害からの復旧・復興工事に従事する中小事業者、新規参入者、専門工事業者の安全衛生管理担当の責任者、総合工事業者の管理監督者等、あるいは都道府県防災計画、災害危険箇所図（ハザードマップ）等により、危険箇所における防災工事、整備工事等を行う工事従事者など自然災害と密接に関連する者を対象として指導員（安全衛生専門家）による現場巡回指導や指導員による安全衛生教育支援を無料で行うことができます。（専用教材があります）

Q&A 保護具管理者と作業主任者

Q：保護具着用管理責任者と作業主任者の職務が重なるところについて、有機溶剤中毒予防規則では作業主任者の職務として「保護具の使用状況を監視すること」とあります。保護具着用管理責任者とはどの様に職務を分担していくのでしょうか？

A：保護具着用管理責任者は、化学物質管理者が選任された事業場において、リスクアセスメントの結果に基づく措置として行う、作業員に対する保護具の使用に関して、下記の事項を管理するとされています。

- 1）保護具の適正な選択に関すること。
- 2）作業員の保護具の適正な使用に関すること。
- 3）保護具の保守管理に関すること。
- 4）特別規則で規定する第3管理区分場所における各種措置のうち、呼吸用保護具に関すること。
- 5）第3管理区分場所における作業主任者の職務のうち、呼吸用保護具に関する事項について必要な指導を行うこと。

このことから、保護具着用管理責任者の職務は、保護具の適正な選択、使用、保守管理に関することであり、作業員の保護具の使用状況を監視するのは作業主任者の職務となり、両者の職務は異なります。

建災防神奈川支部ニュース

No.585

令和7年5月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaihoukanagawa.com/>

神奈川労働局長 着任挨拶



児屋野 文男

神奈川労働局
局長

4月1日付けで神奈川労働局長を拝命いたしました児屋野文男（こやのふみお）と申します。

建設業労働災害防止協会神奈川支部会員の皆様方におかれましては、常日頃から神奈川労働局の行政運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面していることから、我が国の活力維持・向上のために生産性や付加価値を向上させる必要が生じております。

このため、物価上昇を上回る賃金の引上げを実現していくこと、女性や高齢者を含む国民一人ひとりが、その能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備することが喫緊の課題となっており、神奈川労働局といたしましても、各種の取組を推進しております。

さて、そのような社会情勢の中ではありますが、働く方の命と健康を守ることは普遍的に取り組まなければならないことであります。

神奈川県内の建設業における労働災害の発生状況をみると、令和6年については、休業4日以上死傷者数は729人と前年の774人から45人（5.8%）減少し、

そのうち死亡者数については12人となっており、こちらも前年の16人と比べて4人（25.0%）減少しています。（令和7年4月速報値。）

これは、建設現場と皆様方の日ごろの活動の成果であると認識しております。本年も労働災害の減少傾向を継続するために、災害発生ゼロを目指す安全衛生活動を積極的に展開してください。

本年度は、令和5年度を初年度する第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の中間年度となります。

神奈川労働局といたしましては、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、労働安全衛生法令に規定する墜落・転落災害防止、熱中症対策及び化学物質による健康障害防止などについて一層推進させるため、皆様方と緊密に連携・協力しながら各種対策を進め、労働災害の確実な減少を実現してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、昨年4月から建設業においても時間外労働の上限規制が適用され、時間外・休日労働の削減をはじめとした働き方改革の取組を進めていただいております。

引き続き、発注者や事業者の皆様に対する周知、働き方改革推進の支援を行ってまいりますので、御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴支部会員の皆様のさらなる御協力をお願いいたしますとともに、貴支部の益々の御発展と会員の皆様の御活躍並びに御安全を御祈念申し上げて、私の着任に当たっての挨拶とさせていただきます。

労働保険のお知らせ

令和7年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は

6月2日（月）～7月10日（木）です。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です。》

正しい申告のために・・・早目にご準備を。

労働保険の申請は便利な電子申請で！

お問い合わせは、

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課・・・電話 045-650-2803



検索

労働保険の電子申請

支部行事予定

第1回理事会

時：5月22日 15：00

所：建設会館講堂

代議員会

時：5月29日 15：00

所：建設会館講堂

本部理事会、総代会

時：6月11日 14：05

所：東京プリンスホテル

運営委員会

時：6月12日 15：00

所：建設会館講堂

木建協正副会長会議

時：6月19日 15：00

所：講堂控室

着任挨拶（神奈川労働局労働基準部長・健康課長）



荒木 治美

神奈川労働局
労働基準部長

令和7年4月1日付けで労働基準部長に着任いたしました荒木治美と申します。

建設業労働災害防止協会神奈川支部長の黒田様をはじめ会員の皆様には、日頃から神奈川労働局の行政運営につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川労働局では、令和7年度重点施策として「多様な人材の確保と魅力ある職場づくり」を掲げ、その1つに「安全で健康に働くことができる環境づくり」として、労働災害防止をはじめとする各種施策を展開していくこととしています。

そこで、建設業の労働災害発生状況ですが、皆様方のたゆまぬご努力により長期的には減少しておりますが、近年の休業4日以上之死傷者数は、新型コロナウイルス感染症による方を除くと700人台で推移しています。

また、労働災害で命をおとされた方は、令和5年16名であったところ、令和6年は12名となっており、令和7年は速報値（3月現在）によれば3名となっております。

このような中、貴支部では、ICTの工事現場への更なる導入、リスクアセスメントによる事前の安全対策と心身の健康確保に加え、2023年4月から「かながわ安全強靱化計画」の下、「セーフティリボン運動」、「3分KY運動」、「安全行動宣言運動」の実施により労働災害防止に成果をあげられていらっしゃいますので、これからも強力に推進いただきますようお願いいたします。

神奈川労働局においては、令和7年度も「第14次労働災害防止計画」に掲げる建設業対策の重点実施事項である、墜落転落災害防止対策の充実強化、労働者の健康障害防止対策などを積極的に進めていく必要があると考えており、特に、これからの時期、熱中症対

策が重要になってまいります。全国的には熱中症による死亡災害が増加傾向にあるため、6月から重篤化を防止するための体制整備等が事業者には義務付けられ、当局では独自の取組「ロゴマーク」とともに熱中症対策を呼びかけてまいります。

労働災害防止の取組を着実に進め、確実に成果をあげるためには貴支部との連携は欠かすことができないと考えていますので、引き続きお願いいたします。

最後になりますが、貴支部役員の皆様方のさらなるご理解・ご協力をお願いするとともに、貴支部のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。



柴田 英彦

神奈川労働局
健康課長

令和7年4月1日付けで神奈川労働局労働基準部健康課長に着任いたしました柴田と申します。

建設業労働災害防止協会神奈川支部及び会員事業場の皆様には、日頃より建設業における安全衛生管理の推進に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに厚く御礼申しあげます。

令和7年度は、第14次労働災害防止推進計画の3年目となりますが、令和6年の神奈川における建設業の労働災害の発生状況は、死亡者数が12人で、休業4日以上之死傷者数はコロナを除き729人と業種別で高い水準にあります。労働災害の減少を目指し、引き続き、同推進計画（14次防）の重点業種として安全衛生対策を推進していきます。

さて、労働衛生分野の行政課題等の1つ目は、長時間労働やメンタルヘルス不調等により健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないような健康確保対策の徹底であり、特に労働者数50人未満の小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組みに対する支援等が必要となっているため、法改正により義務化を図ります。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和7年3月末日現在

署 年	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本 年	9	2	5	12	6	14	12	5	1	9	6	13	94
			(1)					(1)				(1)	3
前 年	13	5	6	7	12	18	15	10	4	12	12	19	133
	(1)												1

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和7年4月22日現在

業 種	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和7年)	前年同期 (令和6年)	前々年同期 (令和5年)	令和6年 3月末集計値	令和5年	令和4年
製 造 業		2	2 (1)	6	4 (1)	2
建 設 業	3	3	5 (1)	12	16 (1)	9 (1)
交 通 運 輸 業						
陸上貨物運送事業	3	3 (1)	1	6 (2)	9 (3)	6 (1)
港 湾 荷 役 業					1	
商 業		2 (1)		3 (2)		6 (2)
清 掃 ・ と 畜 業			2	3	3	4
そ の 他	1	1	4	4 (1)	9 (2)	3 (2)
合 計	7	11 (2)	14 (2)	34 (5)	42 (7)	30 (6)

（注）死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆死亡災害の概要☆

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
3 月 14時頃	建築工事業 民間 ～9人	建築物、構築物 崩壊、倒壊	【発生状況】 住宅解体工事現場において、高さ2.4mのコンクリート塀の取り壊し作業を行うため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンパネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡した。35～39歳（元請 ）解体工 【災害防止のポイント】 1 工作物の倒壊による危険を防止するために、あらかじめ、工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、当該調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行うこと。 2 1の作業計画は、作業の方法及び順序、使用する機械等の種類及び能力、控えの設置、立入禁止区域の設定その他の外壁の倒壊による危険を防止するための方法を示したものとすること。 3 コンクリート等で作られた壁、塀等を解体もしくは破壊する場合には、不意の倒壊を防止するための控え、やらず等を設けること。 ※1、2の措置は高さが5 m以上の場合に労働安全衛生法の定めにより必須となっていること。



カ 労働衛生教育

教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、身体冷却や医療機関に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。

なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても躊躇わずに、あらかじめ定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行う。なお、判断に迷う場合は、＃7119等を活用することも有効である。

医療機関に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じてアイススラリー（流動性の氷状飲料）、水分、塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却したりすること等により効果的な身体冷却に努める。

その際には、一人きりにせずに誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、

次の業務を行わせること。

(ア)作業に応じて、適用すべきWBGT基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正値の有無を確認する。

(イ)暑さ指数（WBGT）の低減対策の実施状況を確認する。

(ウ)入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認する。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行う必要がある。

(エ)朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認する。

(オ)作業場所の暑さ指数（WBGT）の把握と結果の評価を行う。

評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずる。

(カ)熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知する。

(キ)職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認する。

(ク)退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起する。

(3)重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

暑さ指数（WBGT）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア)期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ)水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

(2)のクの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、事前に周知されている担当者に連絡を行い、あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお、判断に迷う場合は、＃7119等を活用することも有効である。

2つ目は化学物質のばく露防止のための自律的管理制度が令和6年4月から全面施行され、リスクアセスメントの結果等に基づき、ばく露防止措置を適切に選択することが求められています。本制度の対象物質は令和8年4月までに段階的に拡大していくことから、その円滑な実施に向けた周知・指導や支援等を推進します。

そして3つ目は、近年の猛暑により熱中症による重篤な労働災害が増加しており、さらなる予防対策が必要となっています。

熱中症対策を強化するため、①体制を整備し、②必要な措置の実施手順を作成して、③関係者への周知を義務化する改正労働安全衛生規則が6月1日から施行

建設業労働災害防止対策の取組要請



令和7年4月7日、神奈川労働局において神奈川支部の黒田支部長及び池田副支部長が新任の児屋野局長並びに荒木労働基準部長に面談しました。

その際に、荒木労働基準部長から、建災防神奈川支部長及び神奈川県木造家屋建築工事等災害防止協議会（以降木建協）会長宛の、本年度における建設業労働災害防止対策の取組みにかかる**要請文書**が交付されました。

労働基準部長からは「神奈川県内の建設業における死亡災害発生状況を見ると、令和6年の死亡者数は12人となっており、前年同期の建設業における死亡災害は16人と比べて減少しておりますが、全業種の死亡者数34人に占める割合は35%と高い水準にあります。また、死傷労働災害の被災者数においても、令和6年は721人となり、前年の760人から5.1%の減少となっています」と状況について説明され、「建設業における労働災害防止対策について、従前より、労働安全衛生

されます。クールワークキャンペーンの実施のほか、3か年連続で発生した死亡災害を防止するため、神奈川独自のロゴ「ミッションゼロ（Missionn zero）」のステッカーを作成し、改正施行規則と併せて周知を図ります。

以上の課題を克服し、「安全で健康に働くことができる職場」の実現のためには、会員事業場の皆様方のご理解とご協力が不可欠です。今後とも労働環境の向上を目指して、働き方改革の推進や安全衛生水準の向上を図るための活動を幅広く展開していただき、また、貴支部並びに会員の皆様が益々のご発展を祈念して就任の挨拶とさせていただきます。

法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところですが、労働災害のなお一層の減少に向けて、労働災害防止対策をさらに推進することが求められています。このような中、当年度は、令和5年4月から5年間を計画期間とする第14次労働災害防止計画の中間年に当たり、「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」が定められました。

当局においても建設職人基本法に基づく神奈川県の計画を踏まえ、より一層の労働災害防止対策を推進していきます。ついては、建設工事に従事する事業者等の建設工事関係者による労働安全衛生法令遵守の徹底を図り、この「留意事項」の内容を貴機関に関係する建設工事業業者に周知いただく等、今年度における建設業労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をお願いする」との要請を受けました。

建災防神奈川支部及び木建協では、14次防期間中における災害防止対策の決め手として「墜落転落災害の撲滅」「セーフティ・リボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」を柱とした「かながわ安全強靱化計画」周知・促進活動についてご理解をいただき、神奈川労働局と建災防神奈川支部及び木建協とが連携して、建設業における労働災害防止対策を推進していくことについて認識をあらためて共有しました。

以上は令和7年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要項の抜粋です。詳細については直接神奈川労働局健康課か当局のホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>をご覧ください。

Cool work KANAGAWA Mission ZERO ロゴマークの作成について

神奈川労働局 労働基準部 健康課

神奈川労働局では、熱中症による労働災害防止対策として、令和7年度も、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を開始します。令和7年4月の準備期間を皮切りに、7月を重点取組期間とするキャンペーンを5月から9月までの間、展開します。

令和7年度は、事業場単位での**死亡災害をゼロ**にすることを重点目標に掲げ、キャンペーン期間中の取組事項と熱中症予防への意識向上を図るため、「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」のロゴマークを作成しました。

△ 熱中症予防等を目的とする場合には、どなたでも無償で使用できます。△
ロゴマークを保護帽に貼り付けるほか、ポスター等で掲示する方法でご活用ください。



全体サイズ 4.5cm×11cm 左赤色部分 4.5cm×cm 右青白部分 4.5cm×7cm
(サイズは、上記のサイズをベースに2/3サイズ等に変更して使用することも可能です。)

※ロゴマークは神奈川労働局ホームページからダウンロードしていただけます。
神奈川労働局ホームページ： <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>

令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(神奈川県労働局)について

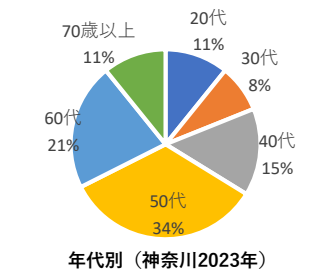


職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（5月1日～9月30日）を実施し、各防災団体等と連携して熱中症の予防対策に取り組んできたところです。また、本年6月1日から、熱中症対策の強化にかかる労働安全衛生規則の改正が施行されます。本特集記事では同キャンペーンの実施要綱（以下実施要綱とする）の法改正にかかる部分（アンダーライン部）を中心に抜粋して紹介しています。各事業所におかれましては、要綱の推進により効果的な熱中症予防対策を実施していただきますようお願いいたします。

神奈川県の職場における熱中症

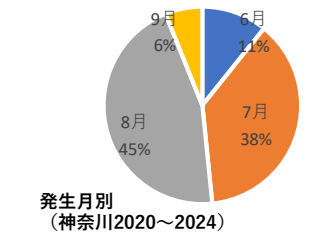
令和6年中の神奈川県内の職場における熱中症の発生状況は、休業4日以上発症者数が75人と前年（81人）に比べて減少し、死亡災害は製造業で1人発生しました。

業種別では運送業で15人、次いで建設業で13人、警備業で11人となっており、全体の半数以上がこの3業種で発生しています。また、年齢別みると、50歳代の25人、60歳代の16人など被災者の6割以上が50歳以上となっています。



2020年以降の月別の熱中症の死者数をみると、全体のほぼ半数が8月に発生し、これに7月分を合わせると全体の9割となります。また、死亡災害4件は6月から8月

に発生しています。2024年も7月、8月に集中し、発生日の最も早い災害は6月上旬で、最も遅いものは9月下旬でした。



災害からは、WBGT値（暑さ指数）を把握せず、その結果としてWBGT基準値に応じた必要な措置を講じていなかった事例、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった事例「体調不良があり、休ませて様子を見ていたところ容体が急変した」「倒れているところを発見された」など熱中症発症時・緊急時の措置が適切にされていなかった事例、持病が熱中症の発症に影響を及ぼした事例もみられ、職場における熱中症予防対策の一層の徹底が求められます。

(1) 準備期間に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握の準備 イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定する。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等については、熱中症を発症するリスクが高いため、作業内容等十分に考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT基準値を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、力からくに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとする。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した連絡等の体制と、必要な措置の実施手順を定め、関係労働者に周知する。

ウ〜キ（略）

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場ごとに、あらかじめ、労働者の体調不良時に搬送を行う医療機関の連絡先や所在地や緊急時の必要な措置の実施手順を作成し、朝礼場所や休憩場等の労働者が見やすい場所への掲示やメールでの送付等により周知する。

(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握

イ 暑さ指数（WBGT）の評価

ウ 作業環境管理

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

作業計画を作成し、WBGT基準値に応じた休憩等を行うこと。測定した暑さ指数がWBGT基準値を大幅に超える

場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

①単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。

②管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。（以下略）

(イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

災害事例1：植栽剪定作業現場

県内、令和5年7月12時発生
被災者は、10時の休憩明けから、スポーツ施設敷地内で剪定等の作業を行っていた。休憩まで一緒に作業をしていた代表者が現場に戻り、倒れている被災者を見、救急搬送されたが、熱中症により死亡した。



(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認、水分を常備、休憩設備の工夫などにより、労働者からの申出にかかわらず定

期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業員へ周知する。

(エ) 服装等

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を着用する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能を持つ服やヘルメットを着用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に着用する。

(オ) プレクーリング

暑さ指数が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い服装を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリーなどを摂取して体内から冷却する方法がある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討する。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症

の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

災害事例2：クリーニング業

県内、令和6年7月10時発生
被災者は、工場内で作業中、体調が悪くなり、熱中症の疑いがあったことから病院に搬送された。診察の結果、脱水症状及び血圧低下の診断を受け入院したが、翌日の朝、熱中症を原因とした急性心筋梗塞で死亡した。

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者お互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者やあらかじめ定められた担当者に申し出るよう指導する。単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス等の導入を検討することや

体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保することが望ましい。

（次ページに続く）

無料 熱中症無料出張講座 (オンライン可)

OS-1体感キャンペーンのご案内

脱水症と熱中症に関しまして、幅広くご説明させていただきます。また、経口補水液オーエスワンシリーズを皆様に体感いただきたく、1本/従業員1人あたりを目安に提供いたします。二次元コード、メールよりお申し込みください。

お問い合わせ先

(株) 大塚製薬工場 永瀬

メールアドレス Nagase.Tsutomu@otsuka.jp

無料出張講座、OS-1体感キャンペーンの詳細はこちらから→



大人気！クイズで楽しく学べる

熱中症対策セミナーのご案内

熱中症対策タブレット「O.R.S」を販売する(株)アドバンスより、クイズ形式の熱中症セミナー（30分程度）のご案内を神奈川支部にいただきました。※支部ホームページに案内を掲示していますのでご確認の上お申込みください。

問い合わせ先: (株)アドバンス 吉岡

メール: c.yoshioka@advance-m.co.jp

電話: 047-382-6057

セミナー詳細はこちら→

